

第4回

高知県談合防止対策検討委員会

日 時 平成24年6月22日(金)

14:00 ~ 16:00

場 所 高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県庁本庁舎 2階 第2応接室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 事務局報告事項

(2) その他

3 閉 会

高知県談合防止対策検討委員会委員名簿（五十音順）

任期：H24. 2. 7 ～26. 3. 31

委員氏名	役 職 等	備 考
稲田 知江子	弁護士	高知県建設工事紛争審査会委員
大年 邦雄	高知大学教授 博士（工学） 防災工学ほか	高知県入札・契約監視委員会委員
坂本 征子	元（財）21世紀職業財団高知事務所長 元高知県立療育福祉センター長	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報審査会委員
（委員長） 下元 敏晴	弁護士	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報審査会委員
甫喜本 敏勝	自動車安全運転センター高知県事務所長 元高知県警察本部刑事部長	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報審査会委員
村瀬 儀祐	高知工科大学教授 博士（商学） 会計学	高知県談合情報審査会委員
山本 洋子	（有）瑞穂不動産鑑定取締役 不動産鑑定士	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報審査会委員
渡邊 法美	高知工科大学教授 Ph. D リスクマネジメント	高知県土木部総合評価委員会委員長

1 検討委員会第1回取りまとめを受けての県の取り組み状況について

(1) コンプライアンスの徹底

① 高知県建設業協会等関係団体（18団体）に対し、土木部長通知（平成24年4月10日及び24日付け）により要請

- ア なお一層の法令の遵守及び公共工事の適正な受注の徹底
- イ 県主催の事業者向け研修への積極的な参加の呼び掛け
- ウ 研修計画等の策定と実施

⇒15団体から研修計画を受理済み。

② 県主催の事業者向けのコンプライアンス研修の実施

ア 目的

高知県談合防止対策検討委員会の提言を受け、建設業者等の役員等に対して、独占禁止法の遵守などコンプライアンスの徹底を促進することにより、公正かつ自由な競争の促進を図る。

イ 講師

公益財団法人 公正取引協会
事務局長 杉浦 總一郎 氏
(元公正取引委員会職員)

ウ 対象者

県の建設工事及びコンサルタントの入札参加資格を持つ事業者の役員及び営業担当責任者（各事業者2名、約4,900名）

エ 研修内容

- 公正取引協会講師による講演（2時間）
 - ・どのような行為等が談合となるのか、談合に繋がる恐れがあるのか。
 - ・談合がなぜいけないのか。
 - ・独占禁止法の趣旨
 - ・独占禁止法に違反した場合の行政処分等
 - ・企業のコンプライアンスの必要性、体制の構築及び実行ある運用
- 県職員による県におけるコンプライアンス徹底の取組の説明（20分）
 - ・副知事通知「公正な入札・契約の実施について」に基づく、働きかけへの対応等

オ 日程

7月23日（月）	午前	田野町ふれあいセンター
	午後	高知県民文化ホール（オレンジ）
24日（火）	午前	高知県民文化ホール（オレンジ）
	午後	須崎市立市民文化会館
25日（水）	午前	四万十市立文化センター

(2) 談合情報対応マニュアルの改訂

① 改訂時期

平成24年4月1日以降に入札公告、指名通知を行う工事等から適用

② 改訂内容

ア 外部からの談合情報によらずに対応する規定の整備

(第1条、第10条、第11条)

- ・外部からの談合情報によらずに県が自ら対応する規定を新設し、発注機関が談合疑義事実を把握した場合は、部長等で組織する「談合情報等調査委員会」に報告
- ・談合情報等調査委員会は、報告内容を過去の落札状況や経緯等から総合的に判断し、調査の必要性や調査方法等を決定し、発注機関に対応を指示

イ 外部からの談合情報の調査対象範囲の拡大

(第4条第3項・第4項、第5条)

- ・外部からの談合情報は、信憑性等を限定的に捉えることなく、すべてを談合情報調査委員会に報告

ウ 高知県談合情報審査会の機能強化 (第3条第2項)

- ・談合情報対応マニュアルの運用状況の報告を受け、マニュアルの改訂等について意見を述べる機能を追加

エ 公正取引委員会及び警察本部との連携 (第5条第1項、第8条)

- ・公正取引委員会に加え、警察本部への情報提供をマニュアルに規定
- ・明らかに談合の疑いがないと判断できるものを除き、すべての談合情報等を提供

2 他県（山梨県、石川県、茨城県）における公正取引委員会立ち入り検査後の状況について

(1) 公正取引委員会の調査結果

	山梨県	石川県	茨城県
① 立入検査日	平成22年3月24日	平成22年7月14日	平成22年9月7日
② 事前通知日	平成23年2月7日	平成23年7月11日	平成23年6月27日
③ 行政処分日	平成23年4月15日	平成23年10月6日	平成23年8月4日
④ 処分内容			
(ア) 違反業者数	51社	79社 (80社)	72社
(イ) 排除措置命令業者数	36社	67社 (68社)	63社
(ウ) 課徴金納付命令業者数及び課徴金総額	37社 7億5,682万円	51社 (51社) 4億4,782万円 (6億7,005万円)	50社 2億9,227万円

※ 石川県の括弧書きは、輪島市の事案を含んだもの。

(2) 公正取引委員会による立ち入り検査後、行政処分前までの間の県の対応

	山梨県	石川県	茨城県
① 業界への指導		<ul style="list-style-type: none"> ・文書により県建設業協会等へ工事の適正な受注について徹底 (H22. 7. 20) ・各地区建設業協会に入札契約制度説明会を開催 (H22. 8) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業経営者研修会における法令遵守意識の改善要求 (H23. 6県内6会場で実施。約2,700名参加。)
② 談合防止対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式において地域要件を付すことができる上限を引き下げ (1億円→8千万円) (H23. 4~) 	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書の徴収 (H22. 7. 28~) ・指名停止期間の延長 (落札者12月、落札者以外4月→参加者はすべて12月) (H22. 7. 28公告~) ・総合評価で不正行為項目 (減点) を新設 (H22. 7. 28~) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札適用範囲を4,500万円から3,000万円に拡大 (H22. 11. 1~) ・境土地改良事務所及び県西農林事務所土地改良部門での指名業者数を8社から12社 (うち4社は管外) に拡大 (H22. 11. 1~)

(3) 公正取引委員会の行政処分を受けての県の処分等

	山梨県	石川県	茨城県
① 指名停止	平成23年4月27日 ・15月 2社(再犯過重) ・12月 34社 ○合計 36社	平成23年10月17日 ・12月 51社 (→57社) ・4月 17社 (→11社) ・2月 1社 ○合計 69社 (※後に工事落札が確認できた6社の期間を変更。2月は輪島市の工事のみの違反による。)	平成23年8月8日 ・12月 1社 ・9月 3社 ・6月 57社 ○合計 61社 ※57社については、長期の指名停止とした場合、事業者の廃業等により、自然災害に対して県民の安全確保ができなくなる恐れがあり、また、東日本大震災からの復旧に支障をきたす恐れがあるため、指名停止期間を1/2に短縮。 ※12月、9月の4社は業界団体幹部であり、官製談合において連絡役を果たしていたため短縮を不適用又は短縮期間を半減。
② 営業停止	平成23年7月29日 ・30日 2社	平成23年12月16日 ・30日 58社 ・15日 9社 ※指名停止との差は、大臣許可業者1社、廃業1社。	平成23年12月2日 ・30日 58社 ※指名停止との差は、大臣許可業者4社(-)、入札参加資格を持たない県許可業者1社(+)
③ 賠償金の請求	平成23年8月26日 (3社) 平成24年3月14日 (1社) 4社(34社は審判請求中につき未請求) 1億162万円	平成24年1月30日 54社(2社は審判請求中につき未請求) 30億4,092万円 (39億3,573万円)	平成24年3月6日 ・65社 ・12人(県職員、OB) 11億4,800万円 想定落札額と談合による落札額との差額1億7,300万円については、共同不法行為に係る損害として、入札参加業者及び官製談合案件については関与した県職員(OB)に対し、連帯して負担を求めている。

(4) その後の県の談合防止対策

	山梨県	石川県	茨城県
① コンプライアンスの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・全業者にコンプライアンスの遵守を通知 (H23. 4) ・県建設業協会に法令遵守の要請文を交付 (H23. 4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当地区の建設業協会、各建設業者に公共工事の適正な受注の徹底等について通知 (H23. 10) ・建設業者のための取引適正化に関する講習会の開催 (H23. 11) ・2地区の建設業協会に対し、改善報告書の提出と3か月ごとの取組状況の報告を要請 (1年間) (H23. 11. 30) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業協会への改善要求 (H23. 8)
② 入札契約制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式における施工計画についての業者からのヒアリングの実施 (抽出) 		<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札の適用範囲を3千万円以上から1千万円以上に拡大 (H24. 6～) ・一般競争入札での応札可能業者数を、1億円以上は概ね30者、1億円未満は概ね20者以上から、原則30者以上に拡大 (H24. 4～) ・一般競争入札での地域要件を広域化 (H24. 6～) ・指名競争入札での指名業者数を12者に拡大 (H24. 4～)
③ ペナルティーの強化			<ul style="list-style-type: none"> ・入札談合等による指名停止措置において再犯加重期間を3か年から10か年に長期化 (H24. 4～)
④ 談合情報対応マニュアルの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画に不自然な点がある場合を対象に追加 		

【茨城県での官製談合防止対策】

- ・職員研修の充実 (H23. 8)
- ・公益通報制度の周知及び強化 (H24年度実施・検討)
- ・外部からの不当な働きかけへの対応 (H24実施・検討)
- ・入札委員会の構成員に業務に直接関与していない職員を追加 (H24. 4～)
- ・入札監視委員会 (本県での入札・契約監視委員会に該当。) において、落札率や指名業者数などの統計データについても審議するなど、審議方法の見直し、審議件数、委員の拡充を実施 (H24年度～)
- ・公正入札調査委員会 (本県での談合情報等調査委員会に該当。) の体制の見直し (H24年度～)
- ・懲戒処分基準の制定 (H23年度)

24 高建管第 16 号
平成 24 年 4 月 10 日

別記団体 会長 様

高知県土木部長

法令の遵守及び公共工事の適正な受注の徹底について

日ごろは、県の土木行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年 12 月 6 日に、公正取引委員会が独占禁止法（不当な取引制限の禁止）違反の疑いで、県内の複数の建設業者に対して立入検査を実施したことを受けて、県では高知県談合防止対策検討委員会を設置し、県が発注する建設工事等に関する談合防止対策等について検討していただいています。

このたび、同検討委員会から、県として早急に実施すべき事項等についての意見が取りまとめられ、本年 3 月 7 日に報告をいただきました。

この中で、発注機関として、県職員に対する更なる法令遵守の徹底を図るとともに、受注者の皆さまの法令遵守の徹底を積極的に促すことが求められています。

貴団体におかれましては、これまでも法令遵守に取り組んでいただいていることと存じますが、なお一層の法令遵守と公共工事の適正な受注の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

また、県として、貴団体の会員の皆さま方に御参加いただく法令遵守に向けた研修の開催を計画しており、改めて御案内させていただきますので、会員の皆さまに御周知いただきますとともに、積極的な御参加をお願いいたします。

併せまして、会員の皆さまの法令遵守と公共工事の適正な受注の更なる徹底を図るため、研修計画等を策定していただき、計画に沿った研修等を実施していただきたく、よろしくをお願いいたします。

また、策定されました研修計画等を高知県土木部建設管理課まで御提出いただきますようお願いいたします。

末筆ではございますが、貴団体の益々の御発展をお祈り申し上げます。

問い合わせ先

高知県土木部建設管理課

契約担当 田淵、窪田

TEL 088-823-9813、FAX 088-823-9263

《 関係団体 研修計画等内容 》

団 体 名	計 画 等 概 要
(社) 高知県建設業協会	<p>1. 合同講習会の開催 高知県港湾空港建設協会及び全日本漁港建設協会高知支部との共催。</p> <p>(1) 実施時期 平成 24 年 10～11 月 (予定)</p> <p>(2) 実施場所 県内 2 か所 (高知市、幡多地域)</p> <p>(3) 内 容 ・ 独占禁止法遵守 ・ 建設業法遵守 ・ 暴力団排除対策</p> <p>(4) 講 師 (財) 建設業適正取引推進機構に派遣依頼</p> <p>(5) その他 毎年の恒例事業 (年 1～2 回程度) とする</p> <p>2. コンプライアンス委員会の設置</p> <p>(1) 設 置 日 平成 24 年 4 月 24 日</p> <p>(2) 構 成 員 委員長 西野 精晃 (副会長) 委 員 8 名 (今後 1～2 名増員)</p> <p>(3) 活動内容 コンプライアンス体制の具体的取組の実施、協会行動憲章の策定・周知徹底</p> <p>3. 行動憲章の策定 法令遵守が社会的責任の基本であることを再確認し、各建設企業が倫理的側面に十分配慮し、適正な企業活動に取り組み、社会の創造に資するために、行動憲章 (行動規範) を改正し、その遵守徹底を期する。</p>
高知県港湾空港建設協会	<p>1. 合同講習会の開催 (社) 高知県建設業協会及び全日本漁港建設協会高知県支部との共催。</p>
全日本漁港建設協会 高知県支部	<p>1. 合同講習会の開催 (社) 高知県建設業協会及び高知県港湾空港建設協会との共催。</p>
(社) 高知県森林土木協会	<p>1. (社) 高知県建設業協会が開催する講習会への参加 ※ 当協会会員は全て (社) 高知県建設業協会会員。</p> <p>2. 会合等の活用 役員会、理事会等など機会をとらえ会員の法令遵守及び公共事業の適正な受注の徹底を図る。</p>
(社) 高知県造園業協会	<p>1. 文書配布による周知 会報 (2 ヶ月毎発行。) において、法令遵守及び公共工事の適正受注の徹底を促す項目を 2 回連続掲載。</p> <p>2. 県主催研修への参加を積極的に呼びかけ</p>

<p>(社) 高知県設備協会</p>	<p>1. 文書配布による周知 会長名通知により、法令遵守と公共工事の適正な受注徹底に関する文書を発送し、周知徹底を図る。(実施済み。)</p> <p>2. 会合等の活用 協会内の各種会議の場において、法令遵守に関する協議時間を取り、会員に法令遵守と公共工事の適正な受注を説明するとともに、出席者で協議することにより、周知徹底を図る。</p> <p>3. 講習会の開催 (1) 実施時期 平成24年8月まで (2) 講習目的 建設業に係る取引に関する法令等について周知と遵守の徹底を図る。 (3) 講習内容 「建設業のその関連業界の独占禁止法遵守について」又は「新しい建設業法の遵守《入札契約適正化法制定等の対応》について」 (3) 講師 (財)建設業適正取引推進機構に派遣依頼</p>
<p>高知県法面保護協同組合</p>	<p>1. 文書配布による周知 平成24年4月24日付け24高建管第58号文書の組合員への回付し、これの徹底を図る。</p> <p>2. 会合等の活用 平成24年度総会での法令遵守及びコンプライアンスの徹底を通達した。 また今後、会員会社が参集する各種会合において、法令遵守及びコンプライアンスの徹底を図る。</p> <p>3. 合同講習会の開催 (一社)全国道路標識・標示業四国協会高知県支部及び高知県地質調査業協会との共催。 (1) 実施時期 平成24年8月24日 (2) 講習内容 入札談合と独占禁止法 (3) 講師 公益財団法人公正取引協会に講師派遣を依頼 (4) 次年度以降の取組 毎年研修計画を策定し、講習会を開催</p> <p>4. 県主催研修への参加を積極的に呼びかけ</p>
<p>(一社) 全国道路標識・ 標示業四国協会 高知県支部</p>	<p>1. 法令遵守の周知徹底 平成24年4月24日付け24高建管第58号文書に基づき全会員への「なお一層法令遵守を徹底させるよう」指示。</p> <p>2. 県主催研修への参加を積極的に呼びかけ</p> <p>3. 合同講習会の開催 高知県法面保護協同組合及び高知県地質調査業協会との共催。</p>

高知県地質調査業協会	<p>1. 県主催研修への参加</p> <p>2. 合同講習会の開催 高知県法面保護協同組合及び（一社）全国道路標識・標示業四国協会高知県支部との共催。</p> <p>3. 他団体（官公庁及び外部団体）主催講習会への参加</p> <p>4. 協会内での受講研修内容の研鑽会</p> <p>※ 来年度の総会において、平成 24 年度研修の総括及び平成 25 年度の研修を計画。</p>
高知県舗装協会	<p>（平成 24 年計画）</p> <p>6 月中 会員への周知徹底</p> <p>7 月 県主催研修への全会員会社の参加要請</p> <p>8 月 県主催研修での重点ポイント等の指導徹底</p> <p>10 月 指導要領の再度送付によるさらなる徹底</p> <p>12 月 法令遵守の徹底及び各社への確認</p>
(社)高知県測量設計業協会	<p>1. 単独講習会の開催</p> <p>(1) 実施時期 平成 24 年 9 月 19 日</p> <p>(2) 講習内容 独占禁止法について</p> <p>(3) 講 師 当協会独占禁止法遵守委員長</p> <p>2. 合同講習会の開催</p> <p>(社)日本補償コンサルタント協会四国支部高知県部会、四国地質調査業協会高知支部及び(社)建設コンサルタンツ協会四国支部との共催。</p> <p>(1) 実施時期 平成 24 年 10 月中旬</p> <p>(2) 講習内容 独占禁止法について</p> <p>(3) 講 師 公益財団法人公正取引協会に派遣依頼</p> <p>3. 会合等の活用</p> <p>臨時総会（平成 24 年 12 月予定）で法令遵守を強化徹底。</p>
(社)日本補償コンサルタント協会 四国支部 高知県部会	<p>1. 会合等の活用</p> <p>平成 24 年度総会（平成 24 年 4 月 27 日開催。）において、県通知文書（談合防止等対応マニュアル制定、公正な入札・契約の実施について）を配布し、周知徹底を説明。</p> <p>また、今後の総会・臨時総会においても周知徹底を図る。</p> <p>2. 合同講習会の開催</p> <p>(社)高知県測量設計業協会、四国地質調査業協会高知支部及び(社)建設コンサルタンツ協会四国支部との共催。</p> <p>3. 単独講習会の開催</p> <p>今後役員会において協議。</p>

<p>四国地質調査業協会 高知支部</p>	<p>1. 合同講習会の開催 (社) 高知県測量設計業協会、(社) 日本補償コンサルタント協会 四国支部高知県部会及び(社) 建設コンサルタンツ協会四国 支部との共催。</p> <p>2. 他団体(官公庁及び外部団体)主催講習会への参加</p>
<p>(社) 高知県建築士事務所 協会</p>	<p>1. 研修の実施 平成 24 年 8~9 月頃に予定している理事会において、研修 を実施予定。</p>
<p>(社) 高知県設備設計事務所 協会</p>	<p>1. 文書配布による周知 会長通知により、法令遵守及び公共工事の適正な受注を周 知徹底。(平成 24 年 6 月 18 日実施済み。)</p> <p>2. 講習会の開催 法令遵守及び公共工事の適正な受注の徹底を図るための講 習会を、遅くとも平成 24 年 10 月までに開催。</p> <p>3. 会合等の活用 総会において、法令遵守及び公共工事の適正な受注の徹底 を説明・協議することにより、周知・徹底を図る。</p>
<p>(社) 高知県下水道協会 (社) 高知県解体工事業協会 (社) 高知県塗装工業会</p>	<p>※ 未提出。</p>

23 高建管第 1164 号
平成 24 年 3 月 29 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長
様

副知事

高知県談合情報等対応マニュアルの制定について（通知）

公正取引委員会により、平成 23 年 12 月 6 日に県内の複数の建設業者と社団法人高知県建設業協会等の関係先に対して、独占禁止法の不当な取引制限の禁止違反の疑いで立ち入り検査が実施されました。

このことを受けて、平成 24 年 2 月 7 日に高知県談合防止対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務に関し、談合防止に向けた対策その他入札契約制度の改善策等について御検討いただいているところです。

このたび、検討委員会から、今後検討を進めるに当たっての基本的な考え方や、県として早急に実施すべき事項等についての御意見が取りまとめられ、平成 24 年 3 月 7 日に御報告をいただきました。

この取りまとめの「早急に実施すべき談合防止対策」の項目の中で、談合情報対応マニュアルの改訂として、談合情報によらずに対応する基準を策定すること、調査対象とする談合情報の範囲を拡大すること等、談合がしにくく、違反事実を発覚させやすい環境づくりに向け、入札に関する監視を強化するよう求められています。

この検討委員会の御意見を踏まえ、別添のとおり「高知県談合情報等対応マニュアル」を制定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとしましたので通知します。

なお、「高知県談合情報対応マニュアル」（平成 17 年 12 月 1 日付け 17 高建管第 526 号副知事通知）は、平成 24 年 3 月 31 日限りで廃止します。

高知県談合情報等対応マニュアル

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 談合情報への対応（第4条～第9条）
- 第3章 談合疑義事実への対応（第10条・第11条）
- 第4章 雑則（第12条・第13条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 このマニュアルは、県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る委託業務（高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務に限る。以下「委託業務」という。）の入札に係る公正な競争を阻害するおそれのある行為に関する情報（以下「談合情報」という。）の提供を受けた場合の対応及び談合情報の有無に関わらず談合があると疑われる事実（以下「談合疑義事実」という。）を把握した場合の対応を定めるものとする。

（談合情報等調査委員会）

- 第2条 談合情報及び談合疑義事実（以下「談合情報等」という。）の信憑性及び措置について調査及び審議を行うため、各発注部局に談合情報等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
- 2 調査委員会の事務を処理するため、当該談合情報等に係る建設工事及び委託業務（以下「建設工事等」という。）の各発注部局に総括事務局を、事業実施機関に所属事務局を置く。
 - 3 調査委員会は、委員長、副委員長及び若干名の委員をもって組織する。
 - 4 調査委員会の委員長は部局の長とし、副委員長は部局の長の直近下位の職にある者とする。
 - 5 調査委員会の委員は、副委員長以外の副部長等、総括事務局のある所属の長、当該談合情報等に係る建設工事等の事業主管課の長及び事業実施機関の長並びに土木部の総括事務局のある所属の長等とする。
 - 6 調査委員会は、委員長が招集する。委員長に事故があるときは副委員長が招集する。
 - 7 総括事務局は、部局の談合情報等の全般について、調査委員会と所属事務局との連絡、調整等を行う。この場合、対応は速やかに行うものとする。
 - 8 建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成19年6月20日付け19高建管第270号副知事通知）第1ただし書きの規定に基づき、低入札価格調査制度審査会の処理を土木部に委任した建設工事等については、土木部の調査委員会が談合情報等の信憑性及び措置

について調査及び審議を行うものとし、土木部の総括事務局が調査委員会の事務を処理するものとする。

- 9 前項の場合においては、調査委員会の委員は、土木部の副委員長以外の副部長等及び総括事務局のある所属の長並びに当該談合情報等に係る建設工事等の委任元の部局の副部長等、事業主管課の長及び事業実施機関の長等とする。

(談合情報等審査会への意見聴取)

第3条 調査委員会は、第7条(第11条において準用する場合を含む。)の規定により入札の執行の延期若しくは取りやめ、入札参加者(一般競争入札においては入札参加資格確認申請書を提出した者、指名競争入札においては指名通知を受けた者をいう。以下同じ。)を入札に参加させない措置、入札参加者の失格、落札決定の取消又は契約(仮契約を含む。以下同じ。)の解除の可否(以下「入札手続等の取扱い」という。)について審議し、これらの措置を決定しようとする場合は、あらかじめ高知県談合情報等審査会(以下「談合情報等審査会」という。)に談合情報等に係る信憑性及びとるべき措置に関して意見を聴くものとする。

- 2 調査委員会は、このマニュアルの運用状況について定期的に談合情報等審査会に報告し、マニュアルの改正の必要性等に関して意見を聴くものとする。
- 3 調査委員会は、前2項に規定する場合のほか必要があるときは、談合情報等審査会の意見を聴くものとする。

第2章 談合情報への対応

(談合情報の把握)

第4条 談合情報を受けた職員は、可能な限り次の各号に掲げる事項の把握に努めるものとする。この場合において、情報提供者が報道機関に所属する者であるときは、報道活動に支障のない範囲で、情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

- (1) 情報提供者の氏名及び職業
- (2) 情報提供者の連絡先
- (3) 対象となる建設工事等の名称
- (4) 対象となる建設工事の施工場所等
- (5) 落札予定業者名
- (6) 入札参加業者名
- (7) 落札予定金額又は入札予定金額に関する合意事項
- (8) 談合に関与した業者名及び人物名
- (9) 談合が行われた日時及び場所並びに具体的な談合の方法
- (10) 客観的な物的証拠(詳細なメモ、録音テープ、写真、ファックス送信表等をいう。以下同じ。)の有無
- (11) 前各号に掲げるもののほか、談合に参加した当事者以外には知り得ない情報
- (12) 情報提供者が談合に参加した者ではない場合、情報を取得した経緯、情報の入手先(氏名、連絡先及び情報提供者との関係)及び情報入手の手段(電話、口頭等)

- 2 談合情報を受けた職員は、客観的な物的証拠がある場合においては、可能な限りその提出を要請するものとする。
- 3 談合情報を受けた職員は、直ちに当該情報があった旨を所属事務局又は総括事務局へ報告するものとする。新聞等の報道により談合情報に接したときも同様とする。
- 4 前項の規定により談合情報の報告を受けた所属事務局又は総括事務局は、情報提供者等から詳細かつ正確な情報収集を行い、別記第1号様式による談合情報報告書にまとめたうえで、直ちに調査委員会及び土木部の総括事務局に提出するものとする。

(調査委員会による審議等)

第5条 調査委員会は、前条第4項の規定による談合情報報告書の提出を受けた場合は、開札後に提供があった談合情報であって談合の事実を掌握していない者でも知り得るもの等明らかに談合の疑いがないと判断できるものを除くすべての談合情報について、公正取引委員会及び高知県警察本部（以下「警察本部」という。）に通報することを決定するものとする。

- 2 調査委員会は、前項の規定による公正取引委員会及び警察本部への通報の後、当該談合情報に係る客観的な物的証拠、過去の落札状況、経緯等を踏まえて総合的に判断し、次の各号に掲げる対応を行うかどうかを審議するものとする。

- (1) 入札の執行を延期すること。
- (2) 開札した結果により落札決定を保留することを条件に当該入札を執行すること。
- (3) 事情聴取等の調査を行うこと。

3 調査委員会は、情報提供者と現に接触していない場合において、談合情報の信憑性を確認するために情報提供者への接触が必要と認めるときは、特段の支障が見込まれるときを除き、その旨決定するものとする。

4 調査委員会は、第2項の規定による審議の結果、事情聴取等の調査を要すると認める場合は、その旨及び事情聴取項目等の調査内容を決定するものとする。事情聴取の項目については、次条第1項第2号アに規定する見積根拠資料の提出を受けた場合は、必ず積算の考え方に関する質問を含めるとともに、その審査の結果を反映したものとなるよう留意するものとする。

5 調査委員会は、あらかじめ事情聴取項目の例を作成するとともに、事情聴取項目が個別の事案に即した実効的なものとなるよう、常に工夫してこれを決定するものとする。

6 調査委員会は、第2項の規定による審議の結果、事情聴取等の調査を要しないと認める場合は、その旨を決定するものとする。

(事情聴取)

第6条 所属事務局（請負対象金額が1億円以上の建設工事又は委託対象金額が2千万円以上の委託業務の場合は総括事務局とする。）は、前条第4項の規定により調査委員会が事情聴取を要すると決定した場合においては、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 入札執行前に事情聴取を行うこととした場合
辞退者を含む入札参加者全員（共同企業体の場合は全構成員を対象とする。）に対し速

やかに事情聴取を行うとともに、別記第2号様式による事情聴取書及び別記第3号様式による事情聴取総括表を作成し、調査委員会に提出すること。

(2) 入札執行後に事情聴取を行うこととした場合

ア 事情聴取の前に、入札参加者全員から見積根拠資料（入札金額に係る見積の根拠を示す資料をいう。以下同じ。）を提出させること。

イ 見積根拠資料の審査の後、辞退者を含む入札参加者全員（共同企業体の場合は全構成員を対象とする。）に対し速やかに事情聴取を行い、別記第2号様式による事情聴取書及び別記第3号様式による事情聴取総括表を作成するとともに、入札記録の写し等の関係書類を添えて調査委員会に提出すること。

2 事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するとともに、情報管理を徹底するものとする。

3 辞退者を含む入札参加者への事情聴取は、原則として、契約を締結する権限を有する者を相手に実施するものとし、必要に応じ、積算内容等の技術的事項を説明できる者の同席を認めるものとする。

4 事情聴取は、開札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮し、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり実施するものとする。

(1) 入札執行前に談合情報を把握し、早急に事情聴取を実施すべきと判断した場合
開札日の前又は開札日時の繰り下げを行ったうえで実施すること。

(2) 入札執行から落札決定までの間に談合情報を把握し、早急に事情聴取を実施すべきと判断した場合
落札決定を保留したうえで実施すること。

(3) 落札決定から契約締結までの間に談合情報を把握し、早急に事情聴取を実施すべきと判断した場合
契約締結を保留したうえで実施すること。

(4) 契約締結後に談合情報を把握した場合
速やかに実施すること。

5 事情聴取は、前条第4項の規定により調査委員会が事情聴取等の調査を要すると決定した旨を公正取引委員会及び警察本部へ通報した後に実施するものとする。

（調査結果を踏まえた入札手続等の取扱いに係る調査委員会の審議等）

第7条 調査委員会は、入札執行前に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により談合情報等審査会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断したときは、建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知）第7条第3号又は建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第7条第2号に該当することにより、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札参加者を入札に参加させない措置をとることを決定するものとする。

2 調査委員会は、入札執行前に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により談合情報等審査会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断できないときは、辞退者を含む入札参加者全員（共同企業体の場合は全構成員を対象とする。以下

この条において同じ。) から別記第4号様式による誓約書を提出させた後、入札を執行することを決定するものとする。

- 3 調査委員会は、入札執行から契約締結までの間に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により談合情報等審査会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断したときは、建設工事電子競争入札心得第10条第1項第7号又は建設工事競争入札心得第10条第1項第9号に該当することにより、当該談合に関係する入札参加者を失格とすることを決定するものとする。既に落札決定をしている場合は、当該落札決定を取り消すことを決定するものとする。
- 4 調査委員会は、入札執行から契約締結までの間に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により談合情報等審査会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断できないときは、辞退者を含む入札参加者全員から別記第4号様式による誓約書を提出させた後、落札者と契約を締結することを決定するものとする。
- 5 調査委員会は、契約締結後に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により談合情報等審査会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断したときは、工事の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否を決定するものとする。
- 6 調査委員会は、契約締結後に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により談合情報等審査会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断できないときは、辞退者を含む入札参加者全員から別記第4号様式による誓約書を提出させることを決定するものとする。
- 7 総括事務局は、別記第5号様式により、調査委員会における審議の内容に係る記録を作成するものとする。

(公正取引委員会及び警察本部への通報等)

- 第8条 調査委員会は、第5条第1項の規定により公正取引委員会及び警察本部に通報することを決定した談合情報については、同条第4項の規定により事情聴取等の調査を要すると決定したときのほか、追加の談合情報があったとき、前条第1項から第6項までの規定により入札手続等の取扱いに係る結論を得たとき等、手続の各段階において速やかに公正取引委員会及び警察本部に通報することを決定するものとする。
- 2 総括事務局は、第5条第1項の規定による公正取引委員会及び警察本部への通報については、別記第6号様式により行うものとし、前項に規定する手続の各段階における通報については、別記第7号様式に次の各号に掲げる書類のうち新たに必要なものを添えて行うものとする。
 - (1) 談合情報報告書(別記第1号様式)
 - (2) 事情聴取書(別記第2号様式)
 - (3) 事情聴取総括表(別記第3号様式)
 - (4) 誓約書(別記第4号様式)
 - (5) 談合情報調査委員会議事概要(別記第5号様式)
 - (6) その他入札記録の写し等の関係書類
 - 3 通報に係る情報について公正取引委員会又は警察本部から協力要請があったときは、総括事務局を窓口として可能な限り協力するものとする。

- 4 総括事務局は、公正取引委員会又は警察本部からの照会があった際に的確な対応ができるよう、通報に係る情報の内容を整理しておくものとする。

(指名停止等)

第9条 第7条第2項、第4項又は第6項の規定により別記第4号様式による誓約書を提出したにもかかわらず、その後、当該案件について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項若しくは第2項の規定に違反する行為があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし、指名停止期間を加重して措置するものとする。

第3章 談合疑義事実への対応

(談合疑義事実)

第10条 所属事務局又は総括事務局は、次の各号に掲げる場合に該当する談合疑義事実を自ら把握したときは、別記第1号様式の2による談合疑義事実報告書にまとめたうえ、直ちに調査委員会及び土木部の総括事務局に提出するものとする。

- (1) 落札結果に何らかの規則性が見られる場合
- (2) 入札に何らかの不自然さが見られる場合
- (3) 提出された施工計画、技術提案等に不自然さが見られる場合

2 調査委員会は、前項の規定による談合疑義事実報告書の提出を受けた場合は、明らかに談合の疑いがないと判断できるものを除くすべての談合疑義事実について、公正取引委員会及び警察本部に通報することを決定するものとする。

3 調査委員会は、前項の規定による公正取引委員会及び警察本部への通報の後、事情聴取等の調査の要否等について審議するものとする。この場合において、当該談合疑義事実とその時点においては未だ検証できない内容が含まれるときは、当該内容については、その検証が可能となった後に改めて審議するものとする。

(準用)

第11条 前条の規定によるもののほか、談合疑義事実を把握した場合の対応については、第5条第4項から第6項まで及び第6条から第9条までの規定を準用するものとする。

第4章 雑則

(談合情報等への対応状況の報告)

第12条 各発注部局の総括事務局は、談合情報等への対応状況について、随時土木部の総括事務局に報告するものとする。

(その他)

第13条 このマニュアルに定めのない事項については、土木部の調査委員会で審議のうえ、運用するものとする。

附 則

このマニュアルは、平成24年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。